

議会だより



やまもも



徳島駅伝 小松島市での再出発
惜しくも総合4位

競輪事業不明金事件

議会もその責任の一端を負い

議員報酬を減額



こまつしま

75号 平成19年2月5日発行

競輪事業適正化への意見書	P 2 ~ 4
常任委員会報告	P 5
一般質問(11人)	P 6 ~ 13
請願・陳情・賛否表	P 14 ~ 15
視察報告・3月定例会日程表	P 16

競輪事業の適正な事務執行体制に関する意見書

競輪事業調査特別委員会の報告書をもとに平成18年12月18日付で稲田市長に、市議会として意見書を提出いたしました。

ここに全文(前文を除く)を掲載します。

意見書

小松島市議会

1 事件発生当時の事務執行体制の状況と現金管理の実態について

☆支払期限を過ぎた払戻金(時効金)について

通常、県外の競輪場でも場外発売される本場(小松島競輪場、以下同じ)開催レースの時効金は、払戻金の支払期限60日を経過後、県外の各競輪場から市競輪局の払戻用口座に戻入金などとともに振り込まれるが、各競輪場からの入金を確認後、送付された項目別の入金書類に沿って時効金、戻入金、追加送金余剰金などに振り分けた精算票を作成し市会計課に提出、その後、競輪事業特別会計に項目別に入金していた。入金された時効金は雑収入とされ、市の所有となるが、開催規模の大きい人気レースにおいては、場外発売箇所も多く時効金も多額となり、会計処理も複雑となる。

久国容疑者は、競輪局次長心得として、平成14年4月より、現金、銀行口座、帳簿などを1人で管理する立場にあり、競輪局次長(管理係)となった平成16年9月21日300万円、平成17年9月29日558万円、平成18年3月31日58万円、合計3回、総額916万円(平成18年12月現在、判明分)を横領した。

その方法は、市会計課に提出する他場よりの時効金精算票を改ざん(過少記入)し、その差額を着服横領していたものであるが、これが可能となった背景には、ただ1人の職員が、現金、銀行口座、帳簿、印鑑等すべてを管理運用し、上司である局長、競輪局参事が監督・指導を怠った点にあると考えられる。また、事務執行体制についても、特に局長、参事の職務としての局内総括管理が徹底されていなかったことも指摘せざるを得ない。

☆払戻準備金の不明金について

平成18年6月初旬、久国容疑者の異動後、後任者が帳簿や口座残高を確認する中で払戻準備金の使途不明金1,972万円が判明した。

この払戻準備金は、レース非開催日や当日のレース以外の払戻金、本場開催レースを場外発売している県外の競輪場への追加送金などに対応するための資金であり、常に複数の開催分の資金が競輪事業特別会計から前渡金として支出され、約3,000万円の現金がバッグの中に入っていた。

このバッグ内の準備金の管理運用について①複数の開催分の準備金が混在しており、開催レースごとに区別・精算していなかった。②精算票、日計表の記載が不明確。③現金の出し入れを立会人なしで行い、借用書も返済金が入金されると破棄し、記録もされていなかった。④バッグ内の残金の確認は、非開催日(本場、場外とも)に月1回程度担当職員が実施していたが、その正確な記録もなく、上司(局長、参事)には報告せず、上司もまた、その確認作業を全く認識していなかった。

上記のような状況の中で、不明金の発生がいつなのか？その発生時期については、担当職員に対する聞き取り調査の結果、「平成16年4月26日に行ったバッグ内残金の確認照合作業では不明金の発生は認められなかった」との証言を採用せざるを得ないが、この確認作業についても、上司（局長、参事）は全く把握していない。

なお、この不明金について、競輪事業調査特別委員会としては単なる帳簿上の記載ミス、計算間違いとか、紛失ではなく、窃盗、横領の類に属すると、強く推察されるとの結論に至った。

2 責任の範囲と所在について

☆時効金について

事件発生の背景となった、事務執行体制の不備、上司の管理・監督のずさんさ等、市当局の責任も決して軽くはないが、本人もほぼ全額を認めており、立件されている状況であることにより、今後、裁判確定後、久国容疑者に対し、賠償請求をすべきである。

☆不明金について

不明金、1,972万円について、久国容疑者は関与を全面否定し、捜査当局も全容解明を断念した。

この不明金の発生については、市競輪局、特に管理・監督をすべき立場の局長、参事の責任は重く、永年にわたってずさん極まりない現金管理を続け、またそれを見過ごしてきた市長、助役、開催執務委員長（収入役）、産業建設部長、競輪局参事、競輪局長、競輪局主査、競輪局次長（管理係）は、不明金の発生時期である平成16年4月以降平成18年6月までに、上記職責にあった者は、その責任を負うべきであると考えます。

また、市議会（議員）についても、議員の重要な任務である、行政事務執行のチェックが十分でなかった点において、その責任を認めざるを得ないと考える。

以下、現金管理がずさんであったと断定せざるを得ない理由を列記する。

- ① 通常開催時3,000万円前後の現金が保管されていたバッグの鍵が、4ケタの数字を合わせるだけのもので、南京錠ではなかった。その4ケタの数字も多数の職員、従事員が知っていた。
- ② バッグ内の現金を、従事員の給与や競輪予想紙等の経費の支払いに使用し、返金する時みだれの立ち会いもなく返金していたこともあった。借用書も返済するたびに破棄されていたとされるが、現金出納簿等の出し入れの記録がなく、誰が、いつ、何の用途で、いくら出し入れしたのが特定できない状況にあった。
- ③ バッグ内現金の金額についても、また、借用書の存在・運用についても、局長、参事とも全く関知せず、今回の事件発生で初めて知った、という状況。
- ④ バッグの保管場所が金庫ではなく、更衣室等の棚に置かれていた。

3 再発防止策について

☆時効金について

時効金横領については、久国容疑者ただ1人が管理運用を行い、1年に一度の決算書類の作成、決裁までも、事実上単独で行っていたことが判明している。このことが今回の事件発生の一因であり、また、事件発覚が遅れた原因となっている。

競輪事業調査特別委員会の他場（和歌山競輪場、観音寺競輪場、玉野競輪場）視察において、視察



競輪局を調査する委員

した競輪場すべてが、

- ① 時効金精算事務は必ず複数の職員で行う。
 - ② 銀行口座通帳と印鑑の保管管理を別々にする。
 - ③ 口座間の振り替えは口座振替伝票を使用し、極力現金に触れないシステムで運用。
 - ④ 開催ごとに口座振替等を行い、時効毎に時効収入金として、市の会計に計上する。
- を実施している。

本市競輪局においても、早急に改善すべきである。

☆開催準備金について

開催準備金の不明金発生について、その原因となった事務執行体制の不備、運用・管理のずさんさ等々、指摘する点が多々あるので、以下、改善策を箇条書きに列記する。

- ① 通常開催の開催準備金として前渡を受ける金額を1開催毎とし、必要最少額とすること。(観音寺競輪：500万円、玉野競輪：750万円)
- ② 金庫（バッグ）内現金の照合作業を複数の職員で、少なくとも1開催終了毎に行い、局長がこれを確認すること。
- ③ この準備金の使途を、払戻資金に限定し、従事員給与等その他資金としては絶対に使用しないこと。
- ④ よって、借用書による資金流用は直ちに中止すること。
- ⑤ 監視カメラの取り付け場所等、金庫のセキュリティーを高めること。
- ⑥ 競輪局内の人事異動を定期的に行い、職員の固定化を避けること。
- ⑦ 職務分掌を各職員全てに理解させ、職務の万全を期すこと。
- ⑧ 局内に業務改善の係を設置し、月1回程度の検討会議を開催すること。

最良の改善策は、局職員、従事員については、一切、現金管理を行わず、すべて銀行管理とすることである。(視察した3競輪場とも、100%ではないが多くの部分を銀行に委託している。)

経費等の問題もあるが、早急に銀行との交渉を開始すべきであろう。

4 終わりに

現在、本市では財政非常事態を宣言しており、全庁一丸となって行財政改革に取り組み、財政再建に向けてスタートを切った矢先の事件発覚で、行政、議会にとっても痛恨の極みである。本事件の発覚原因は、一職員の不正横領からであるが、その背景にある局内の事務執行体制の不備や、ずさんな現金管理を長年放置し、改善を怠ってきた管理運営方法に大きな問題があり、早急に改善すべきである。

競輪事業調査特別委員会調査の最良の改善策は、局職員、従事員については一切の現金管理を行わず、すべての現金管理を銀行が管理する方式である。視察先競輪場において民間金融機関に業務を委託することにより、紛失等のリスクを下げると同時に、職員、従事員は現金を取り扱う重圧から解放され、業務に専念できるとのことであった。

本市競輪局においても一部導入されているが十分機能しているとは言えず、先進地事例を踏まえ、早急に金融管理と協議し対策を講じると共に、監査の強化を図り、透明性の高い資金管理とチェック体制の強化を要望する。

また、当局はこの事件を、市民と競輪を愛するファンの皆様及び競輪関係者の信頼を失墜させた大きな事件であると真摯に受け止め、今後は誠心誠意、信頼回復に励み、二度とこのような事件を起こさないよう努めなければならない。